

# 九州人工透析研究会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は九州人工透析研究会と称す。

2. 本会の事務所を

北九州市八幡東区春の町5丁目9番27号 済生会八幡総合病院腎センター内  
TEL 093-662-5211 内線(1560)に置く。

(目的)

第2条 本会は九州地区における人工透析の向上と会員相互の連絡をはかることを目的とする。

(会員、組織)

第3条 本会の構成は原則的には関係教室、研究機関、診療機関単位とし、その加入については本会事務所に申し入れ、会長の承認を得るものとする。

第4条 本会は下記の役員を置く。

会 長 1名  
総会会長 1名  
幹 事 若干名  
監 査 2名

なお、幹事のうち1名は会計幹事を兼ねる。

役員の内任を2年とする。なお留任を妨げない。

2. 会長は幹事会の推薦により、総会で定める。

会長は本会を代表し、会務を統轄する。

3. 総会会長は幹事会推薦により定め、会長を補佐し研究会ならびに幹事会を主催する。

4. 幹事は関係教室、研究機関の推薦にもとづき会長が委嘱する。幹事は幹事会を構成し本会の運営を議し、且つ会務を執行する。

5. 会計幹事は会長が幹事の中より委嘱し、本会の会計の任に当たる。

6. 監査は幹事会の推薦により総会で定める。

監査は本会の経理を監査する。

第5条 本会には幹事会の議を経て、名誉会長及び名誉会員等を置くことができる。

(事業)

第6条 本会は以下の事業を行う。

2. 年1回研究会総会を開催する。
3. 総会会長ならびに開催地については、前回の総会の時幹事会の議により定める。
4. 総会の形式は総会会長の意によって幹事会にはかり決定する。
5. 本会は研究総会の記録を「九州人工透析研究会総会抄録集」として出版し関係機関に配布する。
6. 本会は会誌として「九州人工透析研究会誌」を年1回発行する。

(経費)

第7条 本会の経費は年会費、集会参加費、寄附金、その他をもってこれにあてる。

2. 本会の構成各施設は会費として年額1万円を納める。
3. 会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。
4. 会計幹事は総会の席上で前年度の会計決算を報告しなければならない。

(補則)

第8条 本規約は幹事会の議を経て、総会の承認を得て変更することが出来る。

(附則)

この規約は昭和49年1月1日より実施する。

第7条2. は平成4年1月1日より実施する。

第6条は平成28年12月11日より実施する。

(申し合わせ事項)

1. 幹事は当分の間、次の通りとする。

原則的に各県2名とする。但し福岡県は6名とする。

2. 研究総会の開催地及び時期は原則的に九州医師会医学会と同じくし、総会会長は開催県の関係機関より推薦する。